

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和4年12月11日	令和5年1月13日	・平成31年1月29日付け決裁文書「選挙に関する世論調査の監修にかかる謝礼について」 ・平成31年1月8日付け決裁文書「選挙に関する世論調査の実施基本計画について」 ・平成31年2月7日付け契約「選挙に関する世論調査業務委託」（大選契第54-1号）にかかる「選挙に関する世論調査業務委託にかかる仕様書」	公開			号	行政委員会事務局	選挙課
令和4年12月11日	令和5年1月13日	平成31年2月7日付け決裁文書「選挙に関する世論調査業務委託に係る入札の結果及び契約の締結について（平成31年統一地方選挙）」	部分公開	1	2	号	行政委員会事務局	選挙課
令和4年12月11日	令和5年1月13日	（1）「選挙に関する世論調査」（令和元年7月）報告書（以下、「選挙に関する世論調査」という。）について、この調査で「大阪市民の投票行動」「大阪市民の意識」の把握ができるとする根拠が示された文書を公開してください。 （2）「選挙に関する世論調査」により得られたデータが、過去の調査結果との比較可能性があるとする根拠が示された文書を公開してください。 （3）「選挙に関する世論調査」3ページの内容に関して、これら記載の根拠が示された文書を公開してください。また、ここで示されている標本誤差を求める式がどのような理論的根拠から導出されるものであるのかが示された文書を公開してください。さらに、「真の値は76.9%から83.1%の間にあると推定してよいが、その推定の正しい確率は95%程度」との記載について、どのような根拠に基づくものであるのかがわかる文書を公開してください。 （4）「選挙に関する世論調査」92ページの内容に関して、この判断が調査の母集団について妥当すると判断する根拠が示された文書を公開してください。 （5）令和4年11月22日付市民の声No. 2269－10080－001－01、No. 2269－10081－001－01の回答に「本件調査は、統計法に基づく統計調査ではなく、意識調査であり、アンケートの形態に近いものと認識しています」との説明がありましたが、この説明と、上記第1章調査の概要の(2)信頼区間の推定の記載がどのように整合するのかがわかる文書を公開してください。 （6）本年度第4四半期に予定されている「統一地方選挙に関する世論調査業務委託」にかかる実施決裁文書を公開してください。	不存在			号	行政委員会事務局	選挙課